

犬の飼い主の皆様へ

放置されたフンに困っている方がいます。

普段はキチンと処理するのに、
ほんの出来心でやってしまったフンの放置も、
心ない飼い主の繰り返されるフンの放置も、
行為は一緒です。



私たちの願いは…

ペットを飼っている人も、飼っていない人も
気持ちよく暮らせる環境です。

道路、公園などの公共の場所で、犬や猫のフンを放置することは
ぼい捨て防止条例により市内全域で禁止されています。

犬のフンは

飼い主が持ち帰りましょう



新潟市動物愛護センター
TEL : 025-288-0017